

[別紙1]

鳥取県牛及び豚の予防接種促進費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（前年度の3月20日から31日まで）

2. 交付決定通知（交付申請から20日以内）

3. 事業開始 → ※この補助金においては着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合にはあらかじめ県の承認が必要です。早めに県担当者にご相談下さい。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出（翌年度の4月10日）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先にメール送信、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから実地に出向いて書類等进行检查の上、補助金額を確定の後、別に通知する日までに支払い(振り込み)することとしています。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部畜産振興局家畜防疫課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 2787 kachiku-boueki@pref.tottori.lg.jp